様式 1 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	指定障害児相談支援事業者の指定
根拠条例·規則名		児童福祉法
	条項	第24条の28
所	管 部 課	福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話: 048-829-1309)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)第27条の15 ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)
	設定等年月日	平成24年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	20日
間	設定等年月日	平成24年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	